

相談事例編 (その4)

はじめに

前回は種類株、属人株についての活動例を紹介した。今回も引き続き相談形式の事例2つと、活用事例を1つ紹介する。

I 相談事例 ①

まず、相談事例である。

借入れというのは銀行からが一般的ですが、銀行借入れではなく、株式をうまく使った資金調達があると聞きました。どのような方法があるのか教えていただけますか。

回答

取得請求権付株式という種類株式があります。例えば、一定条件の下、株主が会社を買回してもらおうことを請求できる株式です。

これは定款に種類株の内容について記載する必要があります。まず、買い取るときに金額を定款で明確にします。

発行価額との差額が利子相当額になります。例えば、100万円の株式を発行して定款にその株式については105万円で買い取ることが記載します。発行価額と買取価額の差額が利息になります。

これですと、期限が来れば確実に買い取ってもらえるし、金額も確定しているので、出資する人も安心です。

取得のときの対価については、社債、新株

予約権なども大丈夫ですし、事業で使わなくなった不動産や自動車を対価とすることもできます。

社債を対価にすると償還期限まで返す必要がないので資金計画が立てやすいと思います。

銀行だけが借入れの相手ではない。株式を活用しても借入れと同じことが実現できる。しかも社債を対価にすると、さらに社債償還までの期間、返済をしなくて済む。その分、資金計画が立てやすい。

II 相談事例②

もう一つ、相談事例を紹介する。

当社の後継者からA社との業務提携をぜひ実現したいとの話がありました。後継者のほうで導入を検討している事業で、A社との提携が有効だと判断のようです。

私としてはA社がわからないので、まずお互いの会社の状況を把握し、今後の業務提携あるいは、合併事業などに備えたいと考えています。

何か良い方法はないでしょうか。

回答

業務提携であれば、お互いに役員選解任権付株式という種類株式を発行することが考えられます。この株式は取締役や監査役などの

会社役員を選任することや解任する権利を持つものです。ですから、それぞれ取締役を選任し相手企業に派遣することができます。

相手の会社に入ればその会社運営のノウハウやそれをどのように効率化したら良いかなどもわかります。ノウハウの共有化や信頼関係の強化なども図ることができます。

もう一つ、このような提携や合弁事業が必ずしもうまくいかないことを想定しておくことも大切です。そこでこの役員選解任権付株式を全部取得条項付株式にしておくことが必要です。うまくいかないとわかればその段階で提携をなしにする必要があります。お互いの取締役の派遣も必要なくなります。その取締役の派遣の取りやめの権限をそれぞれの企業で保持しておく必要があるということです。

業務提携についての相談であるが、これは合弁事業でも同じである。参考にさせていただきたい。

III 活用事例

次は、活用の具体的な事例である。

A社は、ワンマン社長でぐいぐいと会社を引っ張ってきた先代に替わり、従業員の総合力を生かして組織的経営を推進したいとの後継者の考えで、従業員持株会を組織し発展を図ろうとした。

ここで登場するのが、役員選解任権付株式である。特定の株主に一定の役員の専任や解任を求めることができる株式である。

この「役員選解任権付」という種類株は、活用が多様に見える。従業員持株会は通常、上場株式会社でなければ、余り意味を成さないと思

いがちである。これは上場株式でなければ簡単に売れないからである。

しかし、この場合には「取得請求権」を付けた種類株式にすればよい。取得請求権というのは、株式を持っている人が自分の持株を引き取ってもらうことを請求できる権利である。種類株の特徴の一つは、一つの株に複数の特別な権利を付けることができることである。そのとき大切なのは株を引き取る価額をいくらにするかだ。株価というのは経営の状況に応じて上下する。まず、元本は保証することが大切である。これは自社株について安心を与える意味がある。その上で業績に応じプレミアムを付ける。

例えば、自己資本税引後利益率の2分の1の割合を付けたらどうだろう。従業員が頑張ったのだから、利益の半分を株を持っている従業員に配当するわけである。半分会社に残るわけだし、従業員が頑張って会社が良くなればそれで会社は万々歳である。ただ、種類株式の発行では定款変更だけではダメで、登記も必要になる。種類株式の発行は、調べられれば一発で分かってしまう。法務局に行き、登記簿謄本を閲覧すれば簡単に分かってしまう。ただ、だからかえって透明性が増して良いのかもしれない。

従業員が退職したときどうするかが、一つ問題である。従業員でもないのに、従業員持株会に入っていることもない。であれば、取得条項付きの種類株式にする。取得条項付株式というのは、かなり有効な種類株式である。一定条件が揃えば会社はその株式を引き取ることができる。だから、「従業員が退職したときは会社はその株式を引き取ることができる」という条項を入れておく。